

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十五号

短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則

(趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成三十一年広島県条例第一号。以下「条例」という。)第三条第二項、第四条第一項、第八項、第九項第二号及び第十項、第五条第一項、第七条第二項、第八条、第九条第二項及び第三項並びに第十二条の規定に基づき、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(短時間勤務会計年度任用職員の職務に該当する職)

第二条 短時間勤務会計年度任用職員の職務(条例第三条第一項各号に規定する職務をいう。以下同じ。)に該当する具体的な職は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める職を基準として任命権者が定めるものとする。

一 事務職 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)に定める行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職

二 教育職 給与条例に定める教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職

三 医療職 給与条例に定める医療職給料表(一)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が一級であるものの職

四 専門事務職 給与条例に定める行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものの職

五 専門教育職 給与条例に定める教育職給料表(二)又は教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものの職

六 専門研究職 給与条例に定める研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものの職

七 専門医療職 給与条例に定める医療職給料表(一)、医療職給料表(二)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものの職

八 高度専門職 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号。以下「任期付条例」という。)第六条第一項に規定する特定任期付職員であるものの職

(基本報酬の額の決定)

第三条 条例第四条第一項に規定する短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、次項

の規定によりその者に適用される基本報酬額表において、次条から第八条までの規定により決定されたその者の号給に応じた額とする。

2 前項の基本報酬額は、別表第一から別表第八までに掲げるとおりとし、各基本報酬額の適用範囲は、それぞれ当該基本報酬額表に定めるところによる。

3 基本報酬の額について、前二項の規定により難い特別の事情があると認められる場合は、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に基本報酬の額を決定することができる。

(新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定)

第四条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給は、その者に適用される基本報酬額表における最低の号給とする。ただし、次の各号に掲げる者の号給は、それぞれ当該各号に定める号給とする。

一 職務の区分が医療職である者 その者を新たに給料表適用職員(給与条例第四条第一項各号の給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。)となつた者とみなして、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号。以下「初任給等規則」という。)第十条及び第十一条の規定を適用した場合にその者が受けることとなる号給の号数に相当する号給

二 職務の区分が高度専門職である者 任期付条例第六条第二項の規定に準じて任命権者が定める号給

2 前項各号に掲げる者以外の短時間勤務会計年度任用職員のうち、当該短時間勤務会計年度任用職員の職務について有用な学歴、免許、経歴等をその職務の最低限度の資格をこえて有する場合においては、次条及び第六条の定めるところにより前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

3 前項の規定の適用を受ける者の号給は、別表第九上欄に掲げる職務の区分等に応じて、同表下欄に掲げる新規任用時上限号給の号給を超えない範囲内で決定するものとする。

(学歴免許の資格による号給の調整)

第五条 短時間勤務会計年度任用職員に必要な最低限度の学歴免許等の資格は高校卒(初任給等規則別表第十一に定める学歴免許等資格区分表の学歴区分欄の高校三卒に該当するものをいう。以下「基準学歴」という。)とし、基準学歴に対して修学年数調整表(初任給等規則別表第十三に定める修学年数調整表をいう。以下同じ。)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者(その加える年数が一年未満である短時間勤務会計年度任用職員を除く。)については、その者の受けるべき第四条第一項の規定による号給の号数にその加える年数(一年未満の端数は、切り捨てる。)の数に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、その者の号給とすることができる。

2 前項の規定は、職務の区分が専門事務職、専門教育職、専門研究職又は専門医療職である短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(経歴年数による号給の調整)

第六条 次の各号に掲げる短時間勤務会計年度任用職員については、その者の受けるべき第

四条第一項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。）の号数に次の各号に掲げる経験年数の月数を当該短時間勤務会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する給料表適用職員の例により除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（給料表適用職員の例により、当該号給の数に三を超えない範囲内の数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号数とする号給）をもって、その者の号給とすることができる。

一 職務の区分が事務職又は教育職である短時間勤務会計年度任用職員 前条に定める基準学歴（前条の規定の適用を受ける者については、その際に用いられた学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（前条に定める基準学歴に対して修学年数調整表に減ずる年数が定められている学歴免許等の資格のみを有する短時間勤務会計年度任用職員においては、当該学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数から当該減ずる年数を減じた経験年数とする。）

二 職務の区分が専門事務職、専門教育職、専門研究職又は専門医療職である短時間勤務会計年度任用職員 別表第十上欄に掲げる職務の区分に応じて、同表下欄の必要経験年数の年数を超える経験年数

2 前項の規定の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員の経験年数については、給料表適用職員の例による。
（再度任用時の号給決定の特例）

第七条 直前の短時間勤務会計年度任用職員としての任用期間の末日から引き続き同一の短時間勤務会計年度任用職員となった者（任命権者がこれに相当する者として認めるものを含む。）の号給は、前三条の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員として任用された最初の会計年度においてその者が受けていた号給の号数に、実務経験年数（短時間勤務会計年度任用職員が同一の短時間勤務会計年度任用職員（任命権者がこれに相当するものとして認めるものを含む。）として在職した年数を経験年数換算表（初任給等規則別表第十二に定める経験年数換算表をいう。）の定めるところにより換算した年数をいう。以下同じ。）の月数を当該短時間勤務会計年度任用職員の職務に類似する職務に従事する給料表適用職員の例により除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（給料表適用職員の例により、当該号給の数に三を超えない範囲内の数を加えることができる場合は当該数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

2 前項の規定の適用を受ける者の号給は、別表第十一上欄に掲げる職務の区分等に応じて、同表下欄に掲げる再度任用時上限号給の号給を超えない範囲内で決定するものとする。

3 前二項の規定は、職務の区分が高度専門職である短時間勤務会計年度任用職員及び別表第十の適用を受ける短時間勤務会計年度任用職員のうち、実務経験年数を含む経験年数（給料表適用職員の例により換算された経験年数をいう。）が同表に定める必要経験年数に満たない短時間勤務会計年度任用職員には適用しない。

(特殊な短時間勤務会計年度任用職員の号給決定の特例)

第八条 新たに短時間勤務会計年度任用職員となった者の号給の決定について、第四条から前条までの規定により難い特別の事情があると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(条例第四条第八項に規定する人事委員会規則で定める基本報酬の額)

第九条 定められた勤務時間(条例第四条第八項ただし書きに規定する「定められた勤務時間」をいう。以下同じ。)が七時間四十五分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の基本報酬の額は、日額で支給する場合には、一日当たり、次に掲げる基礎日額から上限日額までの範囲内において支給するものとする。ただし、条例別表備考に規定する上限日額が適用される短時間勤務会計年度任用職員で、定められた勤務時間が七時間四十五分と異なる短時間勤務会計年度任用職員の上限日額は、その者に適用される基本報酬額表のその他の欄に掲げる基本報酬の額を百五十五で除して得た額に、その者の一日当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

一 基礎日額 その者に適用される基本報酬額表の最低の号給に定める額を百五十五で除して得た額に、その者の一日当たりの勤務時間数を乗じて得た額

二 上限日額 その者に適用される基本報酬額表の最高の号給に定める額を百五十五で除して得た額に、その者の一日当たりの勤務時間数を乗じて得た額

(条例第四条第九項第二号に規定する人事委員会規則で定める年間の勤務日数)

第十条 条例第四条第九項第二号に規定する人事委員会規則で定める年間の勤務日数は、二百四十日を超えない範囲内で任命権者が定める日数とする。ただし、一の任用期間における勤務日(短時間勤務会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する基準を定める規則(令和元年広島県人事委員会規則第二十六号)第三条第二項又は第三項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。)(以下「任用期間勤務日数」という。)(が二百四十日を超える短時間勤務会計年度任用職員にあっては、任用期間勤務日数を超えない範囲内で任命権者が定める日数とする。

(報酬の額の端数の処理)

第十一条 条例第四条第十項に掲げる各種報酬の算定において生じる端数の処理については、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号。以下「給与規則」という。)(第九条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

(条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員)

第十二条 条例第五条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員は、人事委員会が別に定める短時間勤務会計年度任用職員とする。

(期末手当)

第十三条 任用期間が六月に満たない短時間勤務会計年度任用職員のうち、条例第六条第二項の規定によるものの外、次の各号のいずれかに該当する短時間勤務会計年度任用職員は、

それぞれ当該各号に定める期間が六月以上となる場合において条例第六条第一項に規定する任用期間が六月以上である短時間勤務会計年度任用職員とみなす。

一 直前の会計年度の末日まで給料表適用職員（人事委員会がこれに相当する者として定める者を含む。以下「給料表適用職員等」という。）として在職し、同日の翌日に短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と直前の会計年度においてその者が給料表適用職員等として在職した期間の合計期間

二 直前の会計年度の末日まで短時間勤務会計年度任用職員として在職し、同日の翌日に任命権者を同じくして短時間勤務会計年度任用職員として任用された者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と直前の会計年度においてその者が短時間勤務会計年度任用職員として在職した期間（直前の会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計期間

三 同一会計年度内に給料表適用職員等としての在職期間を有する者 当該短時間勤務会計年度任用職員としての任期（六月未満のものに限る。）と同一会計年度内においてその者が給料表適用職員等として在職した期間の合計期間

（条例第七条第二項に規定する人事委員会規則で定める場合）

第十四条 条例第七条第二項に規定する人事委員会規則で定める場合は、短時間勤務会計年度任用職員の任用期間において、月の初日から末日までの期間を単位として通勤用定期乗車券（当該短時間勤務会計年度任用職員の任用期間の範囲内で最長となる通用期間（六箇月を上限とする。）を有するものに限る。）を使用することが最も経済的かつ合理的な期間（次条において「定期券期間」という。）であると任命権者が認める場合とする。

（報酬等の支給日）

第十五条 短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給日は、勤務した日の属する月の翌月十日とする。ただし、その月の十一日が広島県の休日であることを定める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を支給日とする。

2 前項に定める日と異なる日に短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給を行う必要があると任命権者が認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該短時間勤務会計年度任用職員が勤務した日の属する月の翌月の末日までの日のうち、任命権者においてあらかじめ定められた一定の日を当該短時間勤務会計年度任用職員の報酬の支給日とすることができるものとする。

3 短時間勤務会計年度任用職員の費用弁償（条例第七条第一項に規定する費用弁償に限る。

）は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める日（以下「費用弁償支給日」という。）に支給する。ただし、費用弁償支給日までに通勤に係る事実が確認できない等のため、費用弁償支給日に支給することができないときは、費用弁償支給日以外の日に支給することができる。

一 一日当たりの所要額に対して支給する場合 前二項に規定する報酬の支給日

二 前条の人事委員会規則で定める場合 定期券期間に係る最初の月の翌月におけるその者の報酬の支給日

4 短時間勤務会計年度任用職員の期末手当の支給日は、給料表適用職員の例によるものとする。ただし、任命権者がこれにより難いと認める場合にあつては、任命権者は別に期末手当の支給日を定めることができるものとする。

(条例第九条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間)

第十六条 条例第九条第二項に規定する人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあつた期間のうち、休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、又は停職にされていた期間以外の期間とする。

(条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める場合)

第十七条 条例第九条第三項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年広島県条例第六号)第二条の規定によって職務に専念する義務を免除された場合(人事委員会が別に定める場合を除く。)

二 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例(昭和四十一年広島県条例第三十五号)第二条第一号に規定する場合で勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合

三 その他法令の規定により勤務しないことについて任命権者の承認があつた場合(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定による部分休業について任命権者の承認があつた場合を除く。)

(雑則)

第十八条 この人事委員会規則に定めるものを除く外、短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 第三条第二項及び別表第一から別表第八までの基本報酬額表(別表第七のうち専門医療職基本報酬額表(一)を除く。)に掲げる基本報酬の額については、当分の間、これらの表に掲げる基本報酬の額に百分の百一・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をこれらの表に掲げる基本報酬の額とする。

3 令和二年三月三十一日(以下「特定日」という。)において特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号)第二条第二項第三号に規定する非常勤職員であつた者で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から特定日と同様の業務を職務内容とする短時間勤務会計年度任用職員となつた者(人事委員会がこれに相当する者として定めるものを含む。)の基本報酬の額については、第三条か

ら第八条までの規定にかかわらず、給料表適用職員及び他の短時間勤務会計年度任用職員との均衡を考慮して任命権者が定めるところにより決定することができるものとする。

4 報酬の額の端数の処理については、当分の間、第十一条の規定にかかわらず、任命権者が定める方法により処理することができるものとする。

5 令和二年六月一日を基準日として支給する期末手当については、第十三条第一号の規定は適用しない。

別表第 1 (第 3 条関係)

事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額
	円
1	146,200
2	147,300
3	148,500
4	149,600
5	150,700
6	151,800
7	152,900
8	154,000
9	155,100
10	156,400
11	157,700
12	159,000
13	160,200
14	161,700
15	163,200
16	164,800
17	166,000
18	167,500
19	169,000
20	170,500
21	171,800
22	174,500
23	177,100
24	179,700
25	182,300
26	184,000
27	185,600
28	187,300
29	188,800
30	190,500
31	192,300
32	194,000
33	195,600
34	197,400

35	199,200
36	201,000
37	202,500
38	204,300
39	206,100
40	207,900
41	209,500
42	211,300
43	213,100
44	214,900
45	216,300
46	218,100
47	219,800
48	221,600
49	223,300
50	225,000
51	226,600
52	228,200
53	229,600
54	231,300
55	232,900
56	234,500
57	235,500
その他	278,200

備考

- 1 この表は、職務の区分が事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。
- 2 号給欄「その他」に掲げる額は、条例別表備考に規定する上限日額が適用される短時間勤務会計年度任用職員に係る基本報酬の額の上限の額とする（別表第7までにおいて同じ。）。

別表第2（第3条関係）

教育職基本報酬額表

号給	基本報酬の額 円
1	160,100
2	161,600
3	163,100
4	164,600

5	166,300
6	168,100
7	169,900
8	171,700
9	173,400
10	175,500
11	177,500
12	179,500
13	181,400
14	183,600
15	185,800
16	188,000
17	190,200
18	192,800
19	195,300
20	197,800
21	200,300
22	202,000
23	203,700
24	205,400
25	206,900
26	208,400
27	210,100
28	211,700
29	213,200
30	214,900
31	216,600
32	218,300
33	219,700
34	221,500
35	223,300
36	225,100
37	226,600
38	228,400
39	230,200
40	232,000
41	233,700
42	235,400

43	237,000
44	238,600
45	240,000
46	241,300
47	242,600
48	243,800
49	245,200
50	246,700
51	247,900
52	249,400
53	250,500
54	251,700
55	253,100
56	254,100
57	255,400
58	256,400
59	257,500
60	258,700
61	260,000
62	261,000
63	262,400
64	263,500
65	264,800
66	266,200
67	267,600
68	269,200
69	270,600
70	271,900
71	273,200
72	274,500
73	275,600
74	276,800
75	278,100
その他	328,600

備考 この表は、職務の区分が教育職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第 3 (第 3 条関係)

医療職基本報酬額表

イ 医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額
	円
1	151,100
2	152,500
3	153,900
4	155,300
5	156,500
6	158,300
7	160,000
8	161,600
9	163,200
10	164,900
11	166,500
12	168,300
13	169,800
14	171,700
15	173,700
16	175,600
17	177,500
18	179,300
19	181,100
20	183,000
21	184,800
22	187,300
23	189,800
24	192,300
25	194,800
26	196,300
27	197,900
28	199,400
29	201,000
30	202,700
31	204,300
32	206,000
33	207,400
34	209,000
35	210,600
36	212,200

37	213,600
38	215,200
39	216,900
40	218,600
41	219,900
42	221,400
43	222,800
44	224,300
45	225,700
46	227,100
47	228,400
48	229,700
49	231,000
50	232,400
51	233,900
52	235,300
53	236,300
54	237,600
55	238,600
56	239,800
57	241,100
58	242,400
59	243,500
その他	294,600

備考 この表は、職務の区分が医療職である獣医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

ロ 医療職基本報酬額表(二)

号給	基本報酬の額 円
1	165,400
2	166,800
3	168,300
4	169,700
5	171,100
6	172,600
7	174,100
8	175,600
9	176,900
10	178,500

11	180,100
12	181,700
13	183,400
14	185,700
15	188,000
16	190,300
17	192,500
18	194,600
19	196,700
20	198,700
21	200,800
22	203,100
23	205,400
24	207,600
25	209,900
26	211,300
27	212,700
28	213,900
29	215,300
30	216,700
31	218,200
32	219,400
33	220,800
34	222,300
35	223,800
36	225,300
37	226,400
38	228,100
39	229,800
40	231,500
41	232,800
42	234,500
43	236,200
44	237,900
45	239,500
46	240,900
47	242,200
48	243,300

49	244,500
50	245,600
51	246,500
52	247,600
53	248,500
54	249,600
55	250,500
56	251,600
57	252,000
58	252,900
59	253,800
その他	337,700

備考 この表は、職務の区分が医療職である保健師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第4 (第3条関係)

専門事務職基本報酬額表

号給	基本報酬の額 円
1	231,600
2	233,200
3	234,700
4	236,300
5	237,700
6	239,400
7	240,900
8	242,500
9	243,600
10	245,100
11	246,700
12	248,000
13	249,500
14	250,900
15	252,200
16	253,600
17	255,100
18	256,600
19	258,300
20	260,100

21	261,700
22	263,400
23	265,000
24	266,600
25	268,500
26	270,300
27	272,000
28	273,700
29	275,400
30	277,100
31	278,900
32	280,400
33	281,900
34	283,800
35	285,600
36	287,500
37	289,100
38	290,800
39	292,600
40	294,400
41	295,900
42	297,600
43	299,100
44	300,700
45	302,300
46	304,000
47	305,600
48	307,300
49	308,200
50	309,700
51	311,200
52	312,800
53	314,400
その他	350,100

備考 この表は、職務の区分が専門事務職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第 5 (第 3 条関係)

専門教育職基本報酬額表

イ 専門教育職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額
	円
1	204,100
2	205,800
3	207,400
4	209,100
5	210,900
6	212,500
7	214,200
8	215,800
9	217,600
10	219,500
11	221,400
12	223,300
13	224,800
14	226,800
15	228,800
16	230,800
17	232,600
18	235,300
19	238,000
20	240,700
21	243,300
22	246,100
23	248,700
24	251,400
25	253,900
26	256,300
27	258,800
28	261,100
29	263,700
30	266,100
31	268,300
32	270,500
33	272,600
34	274,800

35	277,000
36	278,900
37	281,200
38	283,100
39	285,000
40	287,000
41	288,700
その他	416,300

備考 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるものに勤務し、教育に係る業務に従事する職務の区分が専門教育職である短時間勤務会
計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

ロ 専門教育職基本報酬額表(二)

号給	基本報酬の額 円
1	175,900
2	178,000
3	180,100
4	182,300
5	184,300
6	186,500
7	188,700
8	190,900
9	193,100
10	195,900
11	198,600
12	201,300
13	204,100
14	205,800
15	207,400
16	209,100
17	210,900
18	212,500
19	214,200
20	215,800
21	217,600
22	219,500
23	221,400
24	223,300

25	224,800
26	226,800
27	228,800
28	230,800
29	232,600
30	235,300
31	238,000
32	240,700
33	243,300
34	246,100
35	248,700
36	251,400
37	253,900
38	256,300
39	258,800
40	261,100
41	263,700
42	266,100
43	268,300
44	270,500
45	272,600
46	274,800
47	277,000
48	278,900
49	281,200
50	283,100
51	285,000
52	287,000
53	288,700
その他	405,500

備考 この表は、広島学園に勤務し、教育に係る業務に従事する職務の区分が専門教育職である短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第6 (第3条関係)

専門研究職基本報酬額表

号給	基本報酬の額 円
1	195,700

2	198,300
3	200,700
4	203,100
5	205,600
6	207,900
7	210,200
8	212,400
9	214,500
10	216,800
11	219,300
12	221,600
13	223,600
14	226,000
15	228,400
16	230,800
17	233,000
18	235,800
19	238,700
20	241,600
21	244,100
22	246,800
23	249,300
24	252,000
25	254,700
26	257,100
27	259,400
28	261,600
29	264,200
30	266,400
31	268,300
32	270,400
33	272,100
34	274,100
35	276,200
36	278,000
37	279,900
38	281,200
39	282,400

40	283,900
41	285,300
42	286,100
43	287,100
44	288,100
45	288,800
46	289,900
47	291,000
48	292,100
49	293,400
50	294,600
51	295,600
52	296,500
53	297,700
54	298,700
55	299,900
56	300,800
57	301,600
58	302,700
59	303,900
60	305,000
61	305,900
その他	345,200

備考 この表は、職務の区分が専門研究職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第7 (第3条関係)

専門医療職基本報酬額表

イ 専門医療職基本報酬額表(一)

号給	基本報酬の額 円
1	335,100
2	338,100
3	341,000
4	343,900
5	346,600
6	349,800
7	352,900
8	356,000

9	358,800
10	361,500
11	364,600
12	367,800
13	370,700
14	374,200
15	377,200
16	380,800
17	384,400
18	387,100
19	389,600
20	392,200
21	395,000
22	397,300
23	399,800
24	401,900
25	403,900
26	406,200
27	408,400
28	410,700
29	413,000
30	415,100
31	417,100
32	419,200
33	421,100
その他	486,900

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である医師及び歯科医師その他の短時間勤務
 会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

ロ 専門医療職基本報酬額表(円)

号給	基本報酬の額
	円
1	223,700
2	225,300
3	226,900
4	228,500
5	229,900
6	231,500
7	233,000

8	234,600
9	235,700
10	237,200
11	238,600
12	239,800
13	241,400
14	242,800
15	244,000
16	245,400
17	246,200
18	247,400
19	248,600
20	249,700
21	251,100
22	252,000
23	253,000
24	254,100
25	255,300
26	256,600
27	258,300
28	260,100
29	261,700
30	263,400
31	265,000
32	266,600
33	268,600
34	270,500
35	272,300
36	274,100
37	276,100
38	277,800
39	279,500
40	281,100
41	282,900
42	284,600
43	286,400
44	288,000

45	289,700
46	291,500
47	293,300
48	295,200
49	296,900
50	298,600
51	300,400
52	302,200
53	303,500
54	305,200
55	306,700
56	308,300
57	310,000
58	311,700
59	313,300
60	315,000
61	315,900
62	317,300
63	318,800
64	320,400
65	321,800
66	323,100
67	324,300
68	325,600
69	326,700
その他	353,400

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である獣医師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

ハ、 専門医療職基本報酬額表(㉓)

号給	基本報酬の額 円
1	240,300
2	242,100
3	243,900
4	245,700
5	247,100
6	248,400
7	249,500
8	250,800

9	251,800
10	252,800
11	253,700
12	254,600
13	255,800
14	256,900
15	257,700
16	258,700
17	259,200
18	260,300
19	261,300
20	262,500
21	263,100
22	264,200
23	265,100
24	266,100
25	267,300
26	268,100
27	269,300
28	270,600
29	272,000
30	273,200
31	274,500
32	276,000
33	277,400
34	278,800
35	279,900
36	281,200
37	282,900
38	284,600
39	286,000
40	287,400
41	288,800
42	290,500
43	292,300
44	294,000
45	295,600

46	297,300
47	299,000
48	300,800
49	302,400
50	303,900
51	305,500
52	307,100
53	308,400
54	309,800
55	311,200
56	312,800
57	314,300
58	315,700
59	317,100
60	318,600
61	319,400
62	320,800
63	322,200
その他	376,000

備考 この表は、職務の区分が専門医療職である保健師その他の短時間勤務会計年度任用職員で任命権者が定めるものに適用する。

別表第 8 (第 3 条関係)

高度専門職基本報酬額表

号給	基本報酬の額 円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

備考 この表は、職務の区分が高度専門職である短時間勤務会計年度任用職員に適用する。

別表第九（第四条関係）

職務の区分等		新規任用時上限号給
事務職		二十九号給
教育職		二十五号給
専門事務職		九号給
専門教育職のうち専門教育職基本報酬額表(一)の適用を受けるもの		五号給
専門教育職のうち専門教育職基本報酬額表(二)の適用を受けるもの		十七号給
専門研究職		五号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(一)の適用を受けるもの		九号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(二)の適用を受ける獣医師等任命権者が定めるもの		二十三号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(二)の適用を受ける栄養士等任命権者が定めるもの		十七号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(三)の適用を受けるもの		十九号給

別表第十（第六条関係）

職務の区分	必要経年数
専門事務職	十一年
専門教育職	四年
専門研究職	五年
専門医療職	その者を給料表適用職員とみなした場合に、その者に適用される初任給等規則第四条に規定する級別資格基準表の職種区分等における職務の級二級欄の左に掲げる数に相当する年数

備考

- 1 本表の適用を受ける職務の区分が専門事務職、専門教育職又は専門研究職である短時間勤務会計年度任用職員の必要経年数は、基準学歴取得後の経年数とする。
- 2 本表の適用を受ける職務の区分が専門医療職である短時間勤務会計年度任用職員の必要経年数は、当該短時間勤務会計年度任用職員と同種の業務に従事する給料表適用職員に適用される初任給等規則第四条に規定する級別資格基準表の備考に定めるところによる。

別表第十一（第七条関係）

職務の区分等		再度任用時上限号給
事務職		五十七号給
教育職		七十五号給
医療職のうち医療職基本報酬額表(一)の適用を受ける獣医師等任命権者が定めるもの		五十九号給
医療職のうち医療職基本報酬額表(一)の適用を受ける栄養士等任命権者が定めるもの		五十三号給
医療職のうち医療職基本報酬額表(二)の適用を受けるもの		五十九号給
専門事務職		五十三号給
専門教育職のうち専門教育職基本報酬額表(一)の適用を受けるもの		四十一号給
専門教育職のうち専門教育職基本報酬額表(二)の適用を受けるもの		五十三号給
専門研究職		六十一号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(一)の適用を受けるもの		三十三号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(二)の適用を受ける獣医師等任命権者が定めるもの		六十九号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(二)の適用を受ける栄養士等任命権者が定めるもの		六十一号給
専門医療職のうち専門医療職基本報酬額表(三)の適用を受けるもの		六十三号給